

県子ども・子育て支援事業支援計画の骨子（案）について

基本指針（案）に定められた基本的記載事項

1 区域の設定に関する事項（議事4で議論）

- (1) 市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位となる区域を設定。
- (2) 隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を設定。
- (3) 教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となる。
 - ① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
 - ② 需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、事業ごとに設定することができる。

(イメージ1) 共通の区域設定	各認定区分に共通する区域として設定
3～5歳、学校教育のみ	(例) 区域①：○○市
3～5歳、保育の必要性あり	区域②：△△市+○○町 …
0～2歳、保育の必要性あり	
(イメージ2) 認定区分ごとに区域設定	
3～5歳、学校教育のみ	→ 全県1区域
3～5歳、保育の必要性あり	(例) 区域①：○○市
0～2歳、保育の必要性あり	区域②：△△市+○○町 …

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものと基本として、市町村間での調整を踏まえて、県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

○ 次の区分ごとに「量の見込」である必要利用定員総数を定めること。

- ① 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳児で学校教育のみ） 認定こども園および幼稚園に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものも含む。）
- ② 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳児で保育の必要性あり） 認定こども園及び保育所に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）
- ③ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（0～2

歳児で保育の必要性あり) 認定こども園、保育所及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数(認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。)

【イメージ】

		1年目			2年目			3年目			…
		3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	…
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	…
	地域型保育事業			20人			30人			50人	…
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	…

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

- ① 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

県設定区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

 - ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設及び幼稚園(特定教育・保育施設に該当するものを除く。)
 - イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設
 - ウ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)

② 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

- 需給調整の基本的考え方
 - ・認定こども園、保育所から認可・認定の申請があった場合、適格性、認可基準を満たす場合は認可・認定する。
 - ・ただし、以下に該当する場合には、需給調整ができる。

(認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項、第35条第8項)

認定区分(3-5歳・学校教育のみ、3-5歳・保育の必要性あり、0-2歳・保育の必要性あり)ごとに県が設定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認めるときその他の省令で定めるとき

需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数(※)) → 原則認可

需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数(※)) → 需給調整

(※)確認を受けない幼稚園の定員を含む。

- 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

2年目(+50人)、3年目(+100人)に教育・保育施設を整備することにより需給ギャップを解消する計画

【イメージ】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①必要利用定員総数	400人	400人	400人	400人	400人
②確保の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	200人	250人	350人	350人
	地域型保育事業	50人	50人	50人	50人
②-①	▲150人	▲100人	0人	0人	0人

地域型保育事業者から認可の申請(+15人)があった場合

- ・「需要(量の見込み)>供給(利用定員の総数)」であるが、需給調整の対象とできることとする。
※なおこの場合も、自治体の判断で、計画上想定していなかった教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定を行うことは可能。

→実際に認定を受けた子どもの数が、計画で定めた必要利用定員総数を上回っている場合には、機動的な対応が行われることが望ましい。

- 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整
 - ア 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合

【イメージ】

	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり
量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	150人
区域内の教育・保育施設の定員数	300人	200人	150人

既に保育の利用希望が
満たされている。
→認定こども園の認可等
をどう取り扱うか?

県設定区域における教育・保育施設（3～5歳／0～2歳、保育の必要性ありの認定）の利用定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した必要利用定員総数に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定する。



認可・認定に裁量が生じることがないよう、都道府県計画において定めることとし、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。

イ 保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合

【イメージ】

	3～5歳 学校教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0～2歳 保育の必要性あり	
量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	150人	既に学校教育の利用希望が満たされている。 →認定こども園の認可等をどう取り扱うか？
区域内の教育・保育施設の定員数	300人	200人	150人	

県設定区域における教育・保育施設（3～5歳、教育のみの認定）の利用定員の総数が「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した必要利用定員総数に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定する。

○ 教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

- (1) 現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って、県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期を記載（原則、市町村計画の内容を積み上げ）
- (2) 保育所から認定こども園への移行に必要な支援

- (3) 幼保連携型認定こども園の普及への取組
- (4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の都道府県が行う必要な支援に関する事項
- (5) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- (6) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- (7) 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

子ども未来課、県関係各課に係る支援に関する施策について、実施内容を検討・記載（6月開催予定の第3回会議までに計画（素案）を作成する。）

- (1) 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、質の向上のために講ずる研修等の具体的方策
- (2) 幼稚園教諭・保育士等の具体的な必要見込み人数とその確保方策についても記載
- (3) 国が講じる保育教諭の促進（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）に係る方策、潜在保育士の活用方策、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

子ども未来課、障害福祉課等の県関係各課に係る支援に関する施策について、各種計画との整合性を図りながら、実施内容を検討・記載（6月開催予定の第3回会議までに計画（素案）を作成する。）

- (1) 児童虐待防止対策の充実
 - ① 児童相談所の体制の強化
 - ② 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
 - ③ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
 - ④ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- (2) 社会的養護体制の充実
 - ① 家庭的養護の推進
 - ・里親委託等の推進
 - ・施設の小規模化及び地域分散化の推進
 - ② 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
 - ③ 自立支援の充実
 - ④ 家族支援及び地域支援の充実
 - ⑤ 子どもの権利擁護の推進
- (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (4) 障害児施策の充実等

基本指針（案）に定められた任意記載事項

1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等

県子ども・子育て支援事業支援計画に係る法令の根拠、基本理念、目的及び特色等を記載すること。

2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

- (1) 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

※ 市町村間で調整を行うことが原則、調整が整わない場合等に都道府県による広域調整を実施。

3 教育・保育情報の公表に関する事項

保護者等の円滑な幼児期の学校教育・保育の利用に資する、子ども・子育て支援法の規定による教育・保育情報の公表に係る体制整備等(県ホームページによる公表など)

4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

青少年・男女共同参画課、労働政策課、教育委員会生涯学習課等の県関係各課に係る支援に関する施策について、各種計画との整合性を図りながら、実施内容を検討・記載(6月開催予定の第3回会議までに計画(素案)を作成する。)

5 県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期

量の見込み及び確保方策を平成26年9月中にとりまとめ、県子ども・子育て支援事業支援計画を平成26年度中に作成。

6 県子ども・子育て支援事業支援計画の期間

子ども・子育て支援法の施行の日から5年間を期間として記載

7 県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価

- (1) 県子ども・子育て会議において、毎年度、計画に基づく施策、地域における子ども・子育て支援施策の実施状況、費用の使途実績等について点検・評価し、その結果を公表。
- (2) 県子ども・子育て支援事業支援計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として、計画を見直し。

上記の任意記載事項については、すべて基本指針に基づき、県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する。

県独自記載事項(案)

1 県次世代育成支援後期行動計画を分析、評価した際に、課題として取り上げられた事項

- 平成 27 年 3 月末までの時限立法であった次世代育成対策推進法が延長される予定
- 地方公共団体による行動計画の策定は、子ども・子育て関連 3 法により事業計画の作成が義務づけられることに伴い、任意化
- 現計画で課題として取り上げられた事項について、県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込むことにより、次世代育成支援法に基づく計画としても位置付ける。(もともと重複する事項が多い。)
 - (1) 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の量及び地域子ども・子育て支援事業に対する県の支援について(地域における子育て支援サービスのさらなる充実等)
 - (2) 母子保健・医療対策に関する事項
 - ① 子どもや母親の健康の確保
 - ② 不妊治療対策の充実
 - ③ 周産期医療体制の整備
 - ④ 小児医療の充実 等

2 子どもの貧困対策に関する事項(今後検討)

- (1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)が平成 25 年 6 月 26 日交付、平成 26 年 1 月 17 日に施行
- (2) 国は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「大綱」を定めなければならない。
- (3) 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

3 地域における子育て支援(基本的・任意記載事項に記載していない事業)

- (1) 県が実施する子育て支援
- (2) 南海トラフ巨大地震に備えた防災教育の取り組み
- (3) 地域のNPO、子育てサークル等の活動内容の情報発信、支援 など

骨子(案)の構成イメージについて

- 資料 3-2、「基本的記載事項」、「任意記載事項」、「県独自記載事項」について、構成イメージを作成

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

目 次

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項	2
一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境	
二 子どもの育ちに関する理念	
三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義	
四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割	
第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項	9
一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方	
二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働	
第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項	13
一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項	
二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項	
三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項	
四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項	
五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項	
六 その他	
第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項	48
第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	48
第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項	49

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」という件名の内閣府告示として出すことを予定

別表第五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事 項	内 容
一 都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。
二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。
五 子どもに関する専門的な知識及び技術を要す	児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の

る支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。
--	---

別表第六 教育・保育の参酌標準

事 項	内 容
法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育	市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、第三の五の1を踏まえて都道府県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

別表第七 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

事 項	内 容
一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の 基本理念等	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に係る法令の根拠、基本理念、目的及び特色等を記載すること。
二 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う 調整に関する事項	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時及び特定教育・保育施設の利用定員の設定時における都道府県と市町村の協議及び調整等に係る事項を定めること。
三 教育・保育情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項を定めること。
四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにする ために必要な雇用環境の整備に関する施策との 連携に関する事	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各都道府県の実情に応じた施策を定めること。

項	
五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期を定めること。
六 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間（五年間）を定めること。
七 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。